

船舶事故調査報告書

令和6年10月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年10月8日 08時00分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港西1号防波堤灯台から真方位301° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 29.1′ 東経133° 42.1′）
事故の概要	漁船元屋丸は、漂流中、横波を受けて転覆した。
事故調査の経過	令和5年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 元屋丸、0.8トン
船舶番号、船舶所有者等	OY3-25118（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、倉敷市高梁川河口付近で行っていた刺し網漁の揚網を終えたので、場所を移動することとし、船長が船尾部で腰を掛けて右手で船外機を操作し、高梁川上流へ向かって約2～3ノットの対地速力で北進していた。</p> <p>本船は、左舷方から航走波らしき約1mの横波を受けて右舷側に傾き、漁具を入れて船体中央部付近に置いていたかご（以下「本件かご」という。）が右舷側に移動した。</p> <p>本船は、本件かごの重さで右舷側に傾斜したままだったので、船長が、本件かごを元の場所に戻して傾斜をなくそうと思い、主機を中立運転として船首を北方に向けて漂流し、立ち上がって本件かごを持ち上げようとしていたところ、再び左舷方から約1mの横波を受け、更に右舷側に傾いて転覆し、船長が落水した。</p> <p>船長は、本船の船底に自力で這い上がった後、携帯電話で知人に救助を依頼し、また、陸から本船の転覆を目撃していた通行人が海上保安庁に通報し、来援した巡視艇に救助された。</p> <p>本船は、救助を依頼した知人によって、水島港内の係留場所にえい航された。</p> <p>船長は、遠方には大型船等を認めていたものの、本船の近くに航行する船舶がいなかったので、北進中は船首方を見ており、また、漂流中は本件かごに視線を向けた状態で、周囲の状況を確認せずに本件かごを持ち上げようとしていて、左舷方からの2回の横波にいずれも気</p>

	<p>付かなかった。</p> <p>船長は、ふだん、周囲を確認しながら航行しているので、横波を受けそうになった場合、船首を波の方に向けて波の影響を最小限に防いでおり、本事故時、左舷方からの横波に気付いていたら、船首を波が来る方に向けて波の影響を回避できたと本事故後に思った。</p> <p>本件かごの寸法は、縦約1m、幅約0.5m、高さ約0.5mであった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用し、ビニール袋に入れた携帯電話を所持していた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、水島港において漂泊中、本件かごの重さで右舷側に傾斜している状況下、船長が、周囲の状況を確認しなかったことから、左舷方からの横波に気付かず、約1mの同波を受けて転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件かごを船体中央部付近に戻して傾斜を無くそうと思ったことから、本件かごに視線を向けた状態で、立ち上がって本件かごを持ち上げようとしていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、水島港において漂泊中、本件かごの重さで右舷側に傾斜している状況下、船長が、本件かごを船体中央部付近に戻して傾斜を無くそうと思い、本件かごに視線を向けた状態で、周囲の状況を確認していなかったため、左舷方からの横波に気付かず、約1mの同波を受けて転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、周囲の他船だけではなく、離れた場所を航行する船舶の航走波が到達することがあるので、同波の接近を認知できるよう、常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、航走波を認知した際、船首の向きを変えるなどして同波の影響を考慮した措置を講じること。 ・ 小型船舶の船長は、波の影響を受けて船体が傾斜しないよう、移動する物については、あらかじめ固定しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

